

寫

勞務甲策四三八號

大正十二年六月二十八日

警視總監赤池

濃

内務大臣水野鍊太郎殿

社會局長官塚本清治殿

京都大阪神奈川兵庫千葉

愛知各府縣長官殿

池貝鐵工所勞働爭議ニ關スル件 (勞三報)

本七日入場職工八前日ト大差ナキ元本今工場
米迄ト怠業状態ニシテ工場内各所ニ集合協議
ヲ爲シ居レルヲ以テ會社ニ於テハ二十八日ヨ